

第11回 東海高等学校剣道選抜大会

《ご宿泊とお弁当のご案内》

この度、「第11回東海高等学校剣道選抜大会」が草薙総合運動公園このはなアリーナにて開催されるにあたり、ご参加の皆様の宿泊斡旋を(株)日本旅行静岡支店が担当させていただくこととなりました。下記の通りご案内致しますので、熟読の上、お申し込みお待ちしております。

宿泊プラン (募集型企画旅行)

- ・ 宿泊プランは、(株)日本旅行静岡支店が企画・実施する募集型企画旅行です。取消料は、宿泊プランの「取消料」欄をご確認ください。
- ・ 申込条件：当プランは第11回東海高等学校剣道選抜大会に参加する選手、引率、応援保護者の方にお申し込みいただけます。
- ・ 団体のお申し込みは、その代表者を契約責任者として契約の締結及び解除に関する取引を行います。
- ・ 特別な配慮を必要とするお客様は、申込書のその他ご要望欄にご記入するなど、事前にお申し出ください。
- ・ 競技会場に交通便利で風紀、衛生、防災上支障がないと認められる宿泊施設を斡旋いたしますが、ご提供できる施設全てが希望に沿った施設でないこともございます。何卒ご理解願います。
- ・ お申し込みの方は、個人情報の宿泊機関・大会事務局への提供について同意のうえお申し込みください。

① 行程 宿泊プラン設定日:2025年2月15日(土)

日時	行程(往復交通費は含まれておりません)	食事条件
1日目	ご自宅または各地→(各自移動・お客様負担)→各宿泊施設 <静岡・清水泊>	朝食付 または 夕食・朝食付
2日目	各宿泊施設→(各自移動・お客様負担)→ご自宅または各地	

② ホテルリスト 代金は、お一人様1泊あたり、消費税・サービス料込みの代金です。

エリア	No.	ホテル名	部屋タイプ	宿泊プラン代金 1泊朝食付	宿泊プラン代金 1泊夕朝食付	公共交通でのアクセス	駐車場 (普通車の場合)	朝食開始 可能時間
静岡 駅付近	1	静鉄ホテルプレジオ 静岡駅南	禁煙シングル	¥13,500		JR静岡駅南口より徒歩約2分	提携駐車場のご案内となります	6:30~
	2	静鉄ホテルプレジオ 静岡駅北	禁煙シングル	¥13,000	¥15,000	JR静岡駅北口より徒歩約3分	提携駐車場のご案内となります	6:30~
	3	三交イン 静岡駅北口	禁煙シングル	¥14,000		JR静岡駅北口より徒歩約3分	提携駐車場のご案内となります	6:30~
	4	ホテルウィングインターナショナル静岡	禁煙シングル	¥12,000	¥15,500	JR静岡駅北口より徒歩約13分	提携駐車場のご案内となります	6:30~
	5	静岡ホテル時之栖	禁煙シングル	¥9,000	¥11,000	JR静岡駅から タクシーで約7分	あり(先着順)・無料	6:30~
	6	静岡タウンホテル ④	禁煙シングル	¥9,800		JR静岡駅北口より徒歩約5分	提携駐車場のご案内となります	7:00~
清水 駅付近	7	東横INN静岡清水駅前	禁煙シングル	¥9,000		JR清水駅西口から徒歩約5分	あり(第二駐車場徒歩5分)・600円	6:30~
	8	ホテルルートイン清水インター	禁煙シングル	¥10,800	¥13,800	JR清水駅西口より タクシーで約10分	あり(先着順)・無料	6:30~
	9	ホテルマイステイズ清水	禁煙シングル 禁煙ツイン(2名1室)	¥14,300 ¥10,000		JR清水駅西口から徒歩約3分	あり(予約可)・1,100円	7:00~

④静岡タウンホテルの朝食は、パン・ドリンク・スープの軽朝食となります。

- ・ お申し込みいただける食事条件はホテルにより異なり、夕朝食付のプランは一部のホテルに限定されます。夕朝食付プラン希望多数の場合は、朝食付プランのみのホテルへの斡旋となりますのでご容赦ください。
- ・ 朝食付プランの朝食は、ホテル宿泊者に無料にて提供されるホテルサービスの朝食を含みます。
- ・ アレルギー対応が必要な場合は、今後決定した宿泊施設に直接お問い合わせください。
- ・ 部屋タイプは、シングルは1部屋を1名様、ツインは2名様にてご利用いただけます。いずれも、バス・トイレ付きのお部屋となります。
- ・ 最少催行人員は1名です。ただし、ツイン希望の場合は、2名様以上でお申し込みください。
- ・ 添乗員は同行いたしません。約款に定める旅程管理は行いません。宿泊施設へはお客様ご自身でチェックインお願い致します。
- ・ 駐車場が予約制の場合:駐車場のご予約は、お客様ご自身にてお願いいたします。
- ・ バスなど普通車以外にて駐車場をご利用ご希望の場合:直接宿泊施設へお問い合わせをお願いいたします。

③ 宿泊プラン取消料

お取消・変更をお申し出頂いた日時によっては、取消料を申し受けます。

お申し出日は、弊社の営業時間内のFAX受信日時と致します。営業時間外に受信した変更・取消は翌営業日扱いと致します。

取消料

	旅行開始後の解除 または無連絡不参加	当日 (2/15)	前日 (2/14)	2~3日前 (2/12~13)	4~5日前 (2/10~11)	6~7日前 (2/8~9)	8~20日前 (1/26~2/7)
1~14名	100%	50%	20%		無料		
15~30名	100%	50%	20%			無料	
31名以上	100%	50%	30%				10%

お申し込み方法（愛知県・三重県・静岡県）

<p>申込受付</p> <p>2025年 1月21日(火) 17:00〜切</p>	<p>別紙「申込書」「宿泊者名簿」に必要事項を記入し、「日本旅行静岡支店スポーツデスク」へFAXにてお申込みください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設のご指定はいただけません。ご希望に添えない場合もございますので、必ず、第三希望までご記入ください。 ・ 受付期間を過ぎての受付はいたしません。必ず受付期間内にお申し込みください。 ・ 宿泊プランは㈱日本旅行静岡支店の扱う募集型企画旅行契約です。取消料は宿泊プラン「取消料」欄をご確認ください。 ・ ご登録いただいた個人情報に関して、㈱日本旅行が運営業務をサポートするイベントに係る目的以外で利用しません。個人情報の管理には当社個人情報保護方針に基づき、適切に取扱いいたします。 ・ お電話での申込みは承れません。
<p>宿泊施設の回答</p> <p>2025年 1月24日(金)</p>	<p>〜切り後、「請求書」「宿泊確認書」「領収証発行依頼書」等のご案内書類を、お申込書にご記載いただいた学校様のFAX宛にお送りいたします。</p>
<p>ご旅行代金のお支払</p> <p>2025年 1月31日(金)</p>	<p>「請求書」受領後、旅行代金(全額)を指定の銀行口座へ、速やかにお振込みお願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行の振込手数料はお客様にてご負担願います。 ・ 旅行契約は、当社が契約の締結を許諾し、申込金(旅行代金全額)を受領した時点で成立します。 ・ 金融機関にて発行される振込明細書が入金確認となります。当社より入金確認の連絡はございません。 ・ 領収証は、原則として振込明細書をもって代えさせていただきます。宛名、但し書き等を指定した領収証をご希望の方は、請求書と合わせて送付する「領収証発行依頼書」にてご依頼ください。大会終了後、2週間程度でご郵送いたします。
<p>変更・取消</p> <p>大会会期まで</p>	<p>取消や変更が生じた場合は、お送りいただいた宿泊申込書の該当箇所を加筆修正あるいはその他ご要望欄にご記入の上、FAXにてお送りください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様からのお申出によりいつでも契約解除できます。 ・ 取消日時によっては、所定の取消料を申し受けます。詳細は宿泊プラン「取消料」欄をご確認ください。 ・ お申出日は、弊社の営業時間内のFAX受信日時と致します。営業時間外に受信した変更・取消は翌営業日扱いと致します。 ・ お電話での変更・取消は承りません。ただし、ご宿泊日当日の変更・取消に関しては、直接ご宿泊施設までご連絡いただいた後、大会終了後に日本旅行にご連絡をお願いいたします。
<p>大会終了後</p>	<p>お振込みいただいた後に変更・取消にて生じた減額分は、大会終了後にご指定の口座へ振込にて返金いたします。領収証発行のご依頼をいただいた場合は、大会終了後郵送にて領収証を送付いたします。発行まで、おおよそ2週間程度のお時間をいただきます。</p>

昼食弁当プラン ※旅行契約外となります。取消料は下記③「取消料(昼食弁当プラン)」欄をご確認ください。

① 設定日 2025年2月16日(日) ② 料金 1,000円(税込)／個 内容:幕の内(パック茶付)

- ・ 競技会場内の弁当受け渡しデスクにて、午前11:00より配布いたします。各チームごと、デスクにてお引き取りください。
- ・ 料金は、配達費用・ゴミ回収費用を含んだ料金です。
- ・ 当日の販売はございません。宿泊プランと合わせてお申込みいただくことをお勧めします。弁当プランのみでのお申し込みも受付いたします。
- ・ 衛生上の規約により、指定時間にお召上がりください。・アレルギー対応はいたしかねます。

③ 取消料(昼食弁当プラン)

2日前(2月14日(金))17:00より前	無料	2日前(2月14日(金))17:00以降	100%
-----------------------	----	----------------------	------

お申込み／お問い合わせ

株式会社日本旅行静岡支店 スポーツデスク 担当:小泉・須之内・植野・鈴木

営業時間: 平日9:30〜17:30 休業日: 土曜日・日曜日・祝日
 住所: 〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町6 静岡セントラルビル9階
 TEL: 054-254-8375 FAX:054-254-8374

◆旅行企画・実施
 株式会社 日本旅行 静岡支店
 一般社団法人日本旅行業協会正会員 観光庁登録旅行業第2号 ボンド保証会員
 〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町6静岡セントラルビル9F
 総合旅行業務取扱管理者 高橋 孝忠
 営業時間 平日9:30〜17:30 休業日 土曜日・日曜日・祝日



旅行業公正取引
協議会 会員



※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引の責任者です。
 この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

中相25-001

FAX送信先：054-254-8374 ※宿泊者名簿も一緒にFAXをお願いいたします。	静岡・愛知・三重	1月21日（火）17：00着信分
	岐阜	2月4日（火）17：00着信分

第11回東海高等学校剣道選抜大会 宿泊・昼食(弁当)申込書

以下の個人情報の宿泊期間・大会事務局への提供について同意のうえ、申し込みます。

県名		競技種目	剣道	会場	草薙運動公園このはなアリーナ
ふりがな					
学校名	高等学校 剣道部				
TEL		FAX			
E-mail					
住所	〒				
ふりがな					連絡先 携帯番号
代表引率者 氏名					

◎宿泊・食事・弁当のお申込(必要な人数・個数を記入下さい)

宿泊内容	2月15日（土）		16日（日）	希望宿泊ホテル ※必ず、第三希望までご記入ください。	
	宿 泊 (朝食付)	夕 食	弁 当	第一希望	番号（ ）ホテル名（ ）
	男	女		第二希望	番号（ ）ホテル名（ ）
	(名)	(名)	(個)	第三希望	番号（ ）ホテル名（ ）
引率者(監督等)				その他ご要望	
生徒(選手)				・宿泊施設配宿にあたり、優先する項目などあればお知らせください。	
生徒(応援)					
保護者					
他、バス乗務員など					
合計					

※ 希望宿泊ホテルにつきましては、希望者多数の場合ご要望に添えない場合もございますこと予めご了承ください。

※ 応援保護者様の宿泊手配につきましては、引率者・選手のお部屋を最優先に手配をさせていただきますので、お申込み状況により、同グループ内でも同じ宿泊施設にならない場合もございますのでご了承ください。

◎交通機関

宿舎への到着予定	月		日	時頃	
利用交通機関	公共交通（電車・路線バスなど）				
・車種と台数	乗用車	台	マイクロ・小型バス	台	中型・大型バス
(○印と台数を記入)	その他（ ）				

※ 駐車場の予約申し込みではございません。宿泊手配の参考とさせていただきますのでお伺いしております。

※ 駐車場につきましては、宿泊施設決定のご連絡後、直接宿泊施設にお問い合わせ確認をお願いいたします。

【お問い合わせ・お申込】

株式会社 日本旅行 静岡支店 スポーツデスク
 〒420-0857 静岡市葵区御幸町6 静岡セントラルビル9F
 TEL：054-254-8375 FAX：054-254-8374
 営業時間：平日9：30～17：30（土日祝日休業）

- 【お客様の個人情報の取り扱いについて】 個人情報の送付を希望しない
- ①当社では、お客様からのご提供いただいた個人情報を厳重に管理し、申込みいただきました宿泊の手配、チケットの発送、お客様との間の連絡および大会主催者への提供ならびにこれらに付随する業務を行うために利用します。
 - ②その他、当社の個人情報の取り扱いにつきましては当社ホームページ(<http://www.nta.co.jp>)をご参照ください。
 - ③個人情報の取り扱いに関する問い合わせ先：株式会社日本旅行 静岡支店(支店長：戸伏俊之)TEL:054-254-8375

第11回 東海高等学校剣道選抜大会 ご宿泊者名簿

県名		学校名	高等学校		
競技種目	剣道	当日の連絡先	お名前:	携帯:	

宿泊日: 2025年2月15日(土) 1泊

No.	氏名	男女	区別	お部屋割り <small>ツインで同室の場合は同じ番号を記入</small>		備考
例	東海 花子	男(女)	選手	ツイン	1	
	東海 優子	男(女)	選手	ツイン	1	
	東海 勝男	(男)女	監督	シングル	2	
1		男・女				
2		男・女				
3		男・女				
4		男・女				
5		男・女				
6		男・女				
7		男・女				
8		男・女				
9		男・女				
10		男・女				
11		男・女				
12		男・女				
13		男・女				
14		男・女				
15		男・女				
16		男・女				
17		男・女				
18		男・女				
19		男・女				
20		男・女				
合計						
		名				

※区別欄には、引率者(監督等)、選手、応援生徒、応援保護者、その他、バス乗務員の区別をそれぞれご記入ください。

※20名以上の場合はコピーしてご利用下さい。

FAX: 054-254-8374

国内募集型企画旅行条件書

☆お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。

☆この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は(株)日本旅行(以下「当社」といいます。))が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。))を締結することになります。

(2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業務約款募集型企画旅行契約の部によりします。

(3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けられるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

(1) ①(当社の)旅行業法で規定された「受託営業所」(以下「①」といいます)と併せて「当社」といいます。))にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。))に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「運送料」のそれぞれ一部又は全部として取扱います。また本項②に定めた旅行契約成立前、お客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込金(おひとり)
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅行代金の20%以上

ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによりします。またローコスト利用の場合は異なります。※上表内の「旅行代金」とは第7項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

(2) 当社には、電話・郵便・ファクシミリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点で本契約は成立しておりますが、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社は、お申し込みはなかったとして取り扱います。

(3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第21項の定めによりします。

(4) 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。

(5) 本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担となります。

3. 団体・グループ契約

A. 当社は、同行旅程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます。))を定めて申し込み込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本項(2)～(5)の規程を適用します。

イ. 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下「構成員」といいます。))の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者と間で行います。

ウ. 契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。

エ. 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

オ. 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

3. ウエイティングの取扱い

(1) お申し込みの段階で、満席・満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期間を確定した上で、お客様を「ウエイティングのお客様」として登録し、お客様の申し込みを受けられるよう努力することがあります。これを「ウエイティング登録」といいます。この場合でも当社は申込金相当額を申し受けます。この時点で旅行契約は成立しておりません。なお、「当社がお申し込みを承諾できる旨を通知する前にお客様よりウエイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただける期間まで「結果としてお申し込みを承諾できなかった場合」は、当社は当該申込金相当額を払い戻しします。

(2) 本項(1)の場合における、ウエイティング登録にかかるコースの予約成立は、当社がお客様の申し込みをお受けできる旨の通知を行い、当該通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(3) お預かりした「申込金相当額」を予約成立となった時点で「申込金」として取扱います。

4. 申込条件

(1) 18歳未満の方は、親権者の同意書が必要で、また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただく場合があります。

(2) ②に参加にあたって特別の条件を定めた旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

(3) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。))、あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。

(4) 前項のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお問い合わせし、又は書面ですら申し出ていただくことがあります。

(5) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を解釈することができない場合は旅行契約のお申し込みを断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。

(6) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかるとの費用はお客様のご負担となります。

(7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお付けしてお受けすることがあります。

(8) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、そのおおよび復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。

(9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(10) お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(11) お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合はご参加をお断りすることがあります。

(12) お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。

(13) その他当社らの業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りすることがあります。

6. 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

(1) 当社には第2項(3)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。))をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。

(2) 本項(1)の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書のお渡し後、契約書面の前日(旅行開始日の前日)から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。))をお渡しいたします。

(3) 第2項(3)に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社らは手配状況についてご説明いたします。

(4) 当社が募集型企画旅行契約より手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによりします。ただし、本項(2)の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによりします。

6. 旅行代金のお支払い期日

(1) 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日目に当たる日(以下「基準日」といいます。))より前にお支払いいただきます。

(2) 基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点又は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

7. 旅行代金の適用

(1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は子ども代金となります。

(2) 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数をご確認ください。

(3) 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告又はパンフレットに「旅行代金」として表示した金額プラス追加代金として表示した金額「マイナス」割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は、第2項(1)の「申込金」、第13項(1)の「取消料」、第14項(1)の②の「運送料」、および第20項の「変更補償金」の額を算入する際の基準となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合を除き普通運送となります。))、宿泊費、食事料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。

(2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。

(3) パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。上記(1)～(3)についてはお客様の都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

第8項のほかに旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

① 超過荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)

② クリーニング・電報電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う旅行サービス料

③ 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費

④ 入部屋を併用される場合の追加代金

⑤ 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金

⑥ お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食事料金、交通費等)

⑦ ①から⑥までの交通費・宿泊費

10. 旅行契約の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にない運送サービスの提供その他の当社の間しを得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与するものである理由及び当該事由と当該旅行契約との因果関係を説明し、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。))を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の増減

当社は旅行契約成立後であっても、次の場合に旅行代金を変更いたします。

① 利用する運輸機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

② 当社は本項①の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされる場合は、本項①の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

③ 第10項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の施設設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更する場合があります。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、運送料その他の既に支払い、又はこれから支払なければならない費用はお客様の負担となります。

④ 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増減する旨をパンフレット等に記載した場合において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

12. お客様の責

(1) お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料(お一人様につき1,000円・消費税)とともに当社に提出していただきます。(既に航空券等発行してい

る場合には、別途再発券等に関する費用を請求する場合があります。))

(2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

13. お客様による旅行契約の解除

(1) 旅行開始前

① お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申し込みの営業所(営業日・営業時間内)に解除する旨を、お申し出いただいた時を基準とします。

表1) 取消料

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	右記日曜日旅行以外 日曜日旅行(夜行含む)	
①(21)日前に当たる日以降の解除	無料	無料
②(20)日前に当たる日以降の解除(③～⑦を除く)	旅行代金の20%	無料
③(10)日前に当たる日以降の解除(④～⑦を除く)	旅行代金の20%	旅行代金の20%
④(7)日前に当たる日以降の解除(⑤～⑦を除く)	旅行代金の30%	旅行代金の30%
⑤(旅行開始の前日)の解除	旅行代金の40%	旅行代金の40%
⑥(旅行開始の前日)の解除(⑦を除く)	旅行代金の50%	旅行代金の50%
⑦(旅行開始後の解除または無連絡不参加)	旅行代金の100%	旅行代金の100%

【 個人包括旅行予約になった場合 】

予約を取り消された場合は、クーポン発行店、旅行代金に対して、次項による取消料をいただき残額を払い戻します。払い戻しについては、宿泊日から1ヶ月以内にお申し出ください。

宿泊当日、券面人員が減少した場合は、ご宿泊の施設にて証明をお受けいただけます。この場合、お申し込みの営業所所定の払い戻しをいたします。ただし、宿泊の日数であっても、特定の施設又は特定日(年末年始、ゴールデンウィーク等)の場合は別途パンフレットに定める取消料が適用となります。

表2) 取消料(宿泊のみご予約になった場合)

旅行開始後の解除期日または無連絡不参加	当日	前日	2～3日前	4～5日前	6～7日前	8～20日前
1～14名	100%	50%	20%		無料	
15～30名	100%	50%	20%		無料	
31名以上	100%	50%	30%			10%

【 個人包括旅行予約の航空券を利用したご予約になった場合 】

航空会社が設定する航空券を利用する国内募集型企画旅行契約であって、航空会社において当該航空券が利用されること、航空会社の名称、当該航空券に關して航空会社が定める取消料手数料、運送料、払戻手数料、その他航空運送契約の解除に要する費用の条件及び金額を明示したの、

表3) 取消料(個人包括旅行運賃を利用したご予約になった場合)

旅行契約の解除期日 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	取消料(おひとり)
① 21日前に当たる日以降の解除	旅行契約締結時の航空券取消料等の額以内
② 20日目に当たる日以降の解除(③～⑦を除く)	旅行代金の20%または旅行契約締結時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
③ 10日目に当たる日以降の解除(④～⑦を除く)	旅行代金の20%または旅行契約締結時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
④ 7日目に当たる日以降の解除(⑤～⑦を除く)	旅行代金の30%または旅行契約締結時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
⑤ 旅行開始の前日)の解除(⑥～⑦を除く)	旅行代金の40%または旅行契約締結時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
⑥ 旅行開始の前日)の解除(⑦を除く)	旅行代金の50%または旅行契約締結時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内
⑦ 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

注)本項(1)の①の「旅行代金」とは第7項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。②お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対して本項(1)の①の取消料が適用されます。

③お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

A. 第10項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第20項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであると限りります。

イ. 第11項①の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

エ. 当社がお客様に対し、第5項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。

オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

④ 当社らは、本項(1)の⑦により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料が敷かないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様から1)至利用人数の変更に対する差額が発生する場合は、その差額代金をそれぞれいただきます。

⑤ 当社らは本項(1)の③により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

(2) 旅行開始後

① 旅行開始後において、お客様のご都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄をみなし、一切の払い戻しをいたしません。

② お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供が受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなくなった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、運送料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものでない場合に限ります。))を差し引いたものをお客様に払い戻します。

14. 当社による旅行契約の解除

① 旅行開始前

① 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
ア、お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の 参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。
イ、お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
ウ、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

エ、お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を安全な負担を求めたとき。
オ、お客様の人数がインフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目(日帰り旅行にあっては 3 日目)にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
カ、スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはおそれを超えて大きいとき。
キ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

② お客様が第 6 項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第 13 項(1)の①に定める取消料に相当する額の違約料を支払うに当たります。
③ お客様が第 4 項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

② 旅行開始後

① 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。
ア、お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
イ、お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれら者又は同行する他の旅行者に対する安全又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
ウ、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

② 当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に相当する金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
③ 当社は、本項(2)①のウ、アの規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様のご負担で出発地に帰るために必要な旅行サービスの手配を引き受けまします。

④ お客様が第 4 項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

15. 旅行代金の払い戻し

当社は、第 11 項の規定により旅行代金が返戻された場合又は第 13 項及び第 14 項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、返戻又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

16. 旅行終了後

(1) 当社はお客様が旅行の安全かつ円滑な旅行の実施を確保するため、お客様に対し次に掲げる業務を行ないます。当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合にはこの限りではありません。
① お客様が旅行中、旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講じます。ただし、本項(6)の個人旅行プランに該当する場合は、お客様が旅行サービスを受けることが出来ないおそれがあると認められるときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨になかろうものとなるよう努めます。
② 当社は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

【添乗員同行プラン】

(2) 添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行し、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行ないます。添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までとします。
【現地添乗員同行プラン】

(3) 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行します。現地添乗員の業務範囲は本項(3)における添乗員の業務に準じます。
【現地係員案内プラン】

(4) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。当社は現地において当社が手配を代行させる者により、本項(1)に掲げる業務その他当該旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行なわせ、その連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示します。
【個人旅行プラン】

(5) 個人旅行プランには添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をご出発前にお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。
17. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して 2 年以内に当社に対して通知があったときに限りします。
① 当社は、お客様が次に掲げるような事由により損害をこうらされても、当社は本項(1)の責任を負いません。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
② 運送、宿泊機関等の事故もしくは火災により発生する損害
③ 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
④ 官公署の命令等によって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
⑤ 自由行動中の事故
⑥ 食中毒
⑦ 盗難
⑧ 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる

る旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

(2) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して 14 日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様 1 名につき 15 万円(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)を限度として賠償いたします。

18. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けまします。
(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
(3) お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行日程において遅くともその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

19. 特別補償

(1) 当社は第 17 項の規定に基づき当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償措置により、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害については、死亡補償金として 1500 万円、入院見舞金として入院日数により 2 万円～20 万円、通院見舞金として通院日数により 1 万円～5 万円を支払います。携行品にかかると損害補償金は、旅行者 1 名につき 15 万円をもって限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10 万円を限度とします。
(2) 当社が第 17 項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
(3) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を受取して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が実施する募集型企画旅行については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。

(4) ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われないう旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合には限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。
① お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハンגライダー操縦などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

20. 前項変更

(1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の 1)、2)、3)に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金に同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に当社に支払います。ただし、当該変更について当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。
① 次に掲げる事由による変更の場合作は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

② 旅行日程・支障をもたらす天災地変を含む、天災地変
イ、戦乱
ウ、暴動
エ、官公署の命令
オ、欠航、不通、休業等の運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
カ、遅延、送達スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
キ、旅行参加者の生命又は身体を安全確保のために必要な措置
③ 第 13 項及び第 14 項の規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更
④ インフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

⑤ 当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき、旅行代金に 15% を乗じた額をもって限度とします。またお客様 1 名に対して 1 募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が 1,000 円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
⑥ 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更については、当社に第 17 項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。
⑦ 当社は、お客様が変更された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供をすることがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(等級又は設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれより高くなった場合に限りします。)	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内での旅行開始地又は旅行終了地の変更(空運による空運の異なる便への変更)	1.0	2.0
6 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は装束その他の客室の変更	1.0	2.0
8 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイプ別欄に記載がある事項の変更	2.5	5.0

注 1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知された場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行開始に通知した場合はをいいます。
注 2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを確定書面と読み替えて適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれ変更につき 1 件として取り扱います。
注 3 第 3 号又は第 4 号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1 泊につき 1 単位として取り扱います。
注 4 第 4 号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
注 5 第 4 号又は第 6 号もしくは第 7 号に掲げる変更が 1 乗車船等又は 1 泊の中で複数発生した場合であっても、1 乗車船等又は 1 泊につき 1 変更として取り扱います。
注 6 第 8 号に掲げる変更については、第 1 号から第 7 号までを適用せず、第 8 号によります。

21. 通信契約により、旅行契約の締結をされるお客様との旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)(カード会員(以下「会員」といいます。))より「所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金のお支払いを受けること」を条件に、以下の各号に基づき、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受けられる場合があります。(以下「通信契約」といいます。)

① 通信契約についても当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたします。
② 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
③ 通信契約のお申し込みの際に、会員は、申し込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
④ 通信契約による旅行契約は、当社が申し込みを承諾する通知を発生し、当該通知においてお客様に到達した時に成立します。
⑤ 通信契約を締結しようとする場合にあって、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に代わる債務の一部又は全部を提携会社カードのカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます。

⑥ 当社は、提携会社カードのカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金のお支払いを受けまします。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
⑦ インターネット等の IT 関連通信技術を利用して旅行申し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。
⑧ 会員の通信機器に本項(7)に係る記載事項を記録するファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認いたします。

22. 個人情報の取扱いについて

(1) ア、当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続のため、④旅行の安全管理のため、⑤当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険の手続きのため、⑥当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑦旅行参加後のご意見やご感想の御願いのため、⑧アンケートの御願いのため、⑨特典サービス提供のため、⑩統計資料作成のため、に利用させていただきます。
イ、当社は、取得した購買履歴や WEB での閲覧履歴等の情報を分析して、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報のご案内及び広告の表示のために利用させていただきます。

(2) 本項(1)ア、②、③、④の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報、搭乗便名等を送達・宿泊機関、土産物店、当該クレジットカード等に書類又は電子データとして、提供することがあります。また、ご旅行代金を構築する目的で決済システム会社、クレジットカード会社にクレジット番号や決済金額を電子的方法等で提供することがあります。なお、土産物店の個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該するハンプレットに記載する旅行申込窓口よりご出発 10 日前までに申し出てください。(注 10 日前が土・日・祝日の場合はその前日までに申し出てください。)

(3) 当社及び当社グループ各社はお客様からご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報には、当社が責任を持って管理します。なお、当社の個人情報の取り扱いに関する方針等の詳細、当社グループ各社の名称については、当社の店頭又はホームページ(<https://www.nta.co.jp>)のプライバシーポリシー)にてご確認ください。
(4) 当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
(5) お客様は、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問い合わせ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は本社お客様相談室となります。

(6) 一部の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。
個人情報保護管理者(お客様相談室長)
問い合わせ窓口:本社お客様相談室
電話:03-6895-7883 FAX:03-6895-7833
e-mail:sodan_shitsu@nta.co.jp
営業時間:平日 09:45～17:45

23. その他

(1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物焼失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、その費用をお客様にご負担いただきます。
(2) お客様のご便宜を図るため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の購買で購入していただきます。
(3) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。
(4) 現地旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
(5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終旅行日程表等でお知らせする連絡先にご通知ください。当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認められたときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責任に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とさせていただきます。

(6) ご集合時刻は厳守してください。集合時間に遅れ参加できない場合の責任は一切負いません。
(7) 事故、大雪をはじめとする道路事情その他やむを得ない事由により、万一帰省が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊しなければならぬ事態が生じても当社はその請求には応じられません。また目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
(8) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(9) 手荷物の運送は当該運送機関が行ない、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。

24. 募集型企画旅行代金について

本旅行条件書に定めのない事項については当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。
当社の旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。
当社旅行業約款は、当社ホームページ(<http://www.nta.co.jp>)からもご覧いただけます。

25. 本旅行条件書の適用

この旅行条件は、2024 年 7 月 1 日を基準としています。
旅行代金算出の基準日は、各ハンプレットに記載されています。